

2022~2023年度運動方針(案) ダイジェスト

定期大会スローガン

**安全・安心・安定な生活をめざし
全員が力を合わせ
大変革の時代に果敢に挑戦しよう**

全電線第76回定期大会が2022年8月18日(木)に
梅田スカイビル(大阪)にて開催されます。
本大会では、2022~2023年度運動方針(案)の提起を
はじめとした次の項目について議論されます。

◆審議事項

- (1) 2020~2021年度政策委員会検討結果・中央執行委員会見解
- (2) 2022~2023年度運動方針(案)
- (3) 2021年度決算・会計監査結果
- (4) 2021年度剰余金処分(案)
- (5) 2022年度予算(案)
- (6) 各種専門委員会設置に関する件
- (7) 管理委員会ならびに選考委員会設置に関する件
- (8) その他

◆2022~2023年度役員選出に関する件

◆特別・功労表彰に関する件



はじめに

私たちの運動をとりまく環境については、未だ収束を見通すことのできない新型コロナウイルス感染症による生活や経済への影響が続くなか、ロシアのウクライナ侵攻による様々なリスクは、内外経済をさらに混乱させ、電線関連産業・企業そして日常生活、労働環境にも大きな影響を及ぼしています。そうしたことから、私たち労働者の生活実態は、資源価格の高騰などによる生活必需品を中心とした価格上昇による様々な不安が、これまでの生活不安・将来不安に加わり、従来にも増して大きくなっています。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展やカーボンニュートラルの実現に向けた動きの加速などにより、あらゆる産業でこれまでを類をみない大変革期を迎えています。

この様な状況下、我々労働組合が組合員をはじめ働く者の代表として、これからも存在感を発揮し役割を果たしていくためには、こうした変化や危機、組合員の不安を敏感に察知し対応できる力が必要であり、常に時代の潮流をとらえた運動が求められているとの認識に立ち、直面する諸課題に対応していかなければなりません。

具体的には、2018～2019年度政策委員会検討結果「全電線 中期基本政策 2020年代前期における運動の指針と方向」を基本に、「総合労働政策」では安全衛生対策と雇用の維持・確保を最優先に賃金・一時金・退職金などの基本的な労働条件向上による「生活の安心・安定をめざす運動」、「産業政策」では電線関連産業・企業の持続的発展に向けた「産業基盤の強化を図る運動」、「組織政策」では組織基盤の強化と運動領域の拡大に向けた「組織強化・国際連帯・社会貢献をめざす運動」、「社会政策」では勤労者が安心して暮らしていける家庭・社会環境の創造に向けた「希望のもてる社会をつくる運動」を推進していくこととします。

全電線は、これまで長きにわたり培ってきた「相互信頼・相互理解」の精神を基調に、産別と単組の連携をさらに強固なものとし、組織強化・発展を永続的に求めながら、組合員の求める運動とその実現を図るとともに、産業・企業の健全な発展、未来に希望の持てる社会の実現に努めていかなければならないと考えます。

そして、より求心力ある組織をめざし「守るべき基本と変革すべき運動」をしっかりと捉えたうえで、自らが変わることを恐れず、この大変革の時代を乗り越えられるよう、全員が力を合わせ、今後の運動に果敢に挑戦をしていきましょう。

I. 運動の基本的スタンス(中期基本政策より抜粋)

1 私たちがめざすべき方向

人口減少・少子高齢化の進行による人口構造の変化、エネルギー問題や医療、年金をはじめとする社会保障制度のあり方など、日本は「課題先進国」ともいわれています。また今後、技術革新のさらなる進展は、多大な経済効果と生活の利便性向上をもたらす一方で、われわれの雇用や働き方の多様化など、労働環境が変化していくことも想定されています。

このような直面する課題や時代の変化に対応していくためには、全電線がこれまで取り組んできた運動を深化させつつ、「守るべき基本と変革すべき運動」をしっかりと捉えた運動が求められます。

また、企業基盤の強化と健全な発展による、組合員生活の維持・向上に向けて、政策・制度課題への対応は重要性を増してきています。われわれ労働者が直面する環境変化への対応はもちろん、現代社会の生命線ともいえるべき重要な役割を担う電線関連産業の持続的発展には、政策協定締結議員とも連携を図るなかで、全電線の政策・制度を国政へ意見反映し、実現できるよう取り組んでいくことが重要です。

いずれにしても、世界経済の急速なグローバル化、人口構造の変化、5GやCASEをはじめとした技術革新など、大きく変革する時代に対応できるよう、われわれ全電線は、電線関連産業に従事する労働者の生活の安心・安定、希望のもてる産業・社会の実現に向け、企業の持続的な発展・成長を成し遂げていかなければならないと考えます。

そして、さらなる発展のための投資や雇用の維持・確保を大前提とした労働条件の維持・向上などに適正に還元されるよう、永続的に取り組みを推進していかなければなりません。そのためには、自らの役割と責任を認識するなかで、これまで全電線の基本理念として守られてきた、傘下単組との「相互信頼・相互理解」を基軸に運動基盤のさらなる強化を図っていく必要があると考えます。

2 基本的な考え方

私たちはこれまで「全電線中期基本政策」にて確立した「総合労働政策」「産業政策」「組織政策」「社会政策」の考え方を基本に、産別・単組が連携を図りながら一体となった運動を展開し、一定の前進を図ってきました。

激動する時代のなかにあつて、これからの運動を進めていくにあたっては、こうしたこれまでの取り組み経過を踏まえながら、環境変化に合わせ、柔軟に対応できるような見直しも必要であり、常に時代の潮流を捉えた運動が求められています。

そのためには、組合員の雇用の維持・確保を大前提に、労働条件の維持・向上に努めるとともに、社会全体における雇用・処遇システムの整備・充実についても政策・制度面での取り組みや広範にわたる環境面の整備を積極的に推進していく必要があると考えます。

3 具体的運動の展開に向けて

全電線として、生活の安心・安定、希望のもてる社会の実現に向け、時代変化と組合員ニーズの多様化を的確に捉えながら、運動のさらなる前進を図るべく、積極的に挑戦をしていく必要があると考えます。

具体的な展開にあたっては、これまでと同様以下に示す4つの柱を基本に、政策分野別にアプローチしていく必要があると考えます。

政策分野	主な運動内容
総合労働政策	安全衛生対策と雇用の維持・確保を最優先に賃金・一時金・退職金などの基本的な労働条件向上による『生活の安心・安定をめざす運動』
産業政策	電線関連産業・企業の持続的発展に向けた『産業基盤の強化を図る運動』
組織政策	組織基盤の強化と運動領域の拡大に向けた『組織強化・国際連帯・社会貢献をめざす運動』
社会政策	勤労者が安心して暮らしていける家庭・社会環境の創造に向けた『希望のもてる社会をつくる運動』

II. 運動方針の具現化

1 生活の安心・安定をめざす運動（総合労働政策）

(1) 雇用の維持・確保

「改訂 経営・雇用対策指針」を踏まえ、今後も雇用の維持・確保を最優先すべき最大の課題と位置づけ、経営対策の強化や労使でビジョンを共有するなど労使協議の充実を図りながら、継続的に日常的なかで取り組んでいくこととします。

(2) 賃金

賃金については、「2022年春季闘争総括」において出された課題を整理するなかで「2020～2021年政策委員会検討結果」を踏まえ取り組んでいきます。

1) 賃金

①連合・JCMの方針をはじめとした春季生活闘争全体の動向を踏まえるなかで、産別としての主体性を堅持しつつ取り組んでいきます。「電線産業にふさわしい賃金水準」については、十分な議論を行い、取り組んでいくとともに、JCMの「2022年闘争評価と課題」などを踏

まえながら検討を進めていきます。

②賃金制度の整備・点検等に努めていくこととし、中長期的に安定性のある公正な制度の確立をめざし、各単組の主体性のもとで、十分な労使協議を行い、組合員の納得性・透明性を主眼に取り組んでいくこととします。賃金構造維持分の確保のための仕組みづくりに向けては、全電線中央として各単組へ支援・指導を行うこととします。

2) 企業内最低賃金

賃金の下支えの観点から、18歳の位置づけで協定化を図っていくこととし、水準については、地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金の動向と全電線における実態を勘案しながら、JCMの考え方を踏まえ取り組むこととします。

3) 特定（産業別）最低賃金

JCMの「労働政策委員会」や「最低賃金意見交換会」などに参画し、他産別と十分に連携を図りながら対応していきます。

特定(産業別)最低賃金の決定の申出をする地域は1府5県(大阪、埼玉、神奈川、静岡、三重、大分)とし、各地協を中心に精力的に取り組むこととします。その他地協においても、特定(産業別)最低賃金の必要性を共有していきます。

(3) 年間一時金

「2022年春季闘争総括」において出された課題を整理するなかで「2020～2021年政策委員会検討結果」を踏まえ取り組んでいきます。春闘シンポジウムをはじめ諸会議等で十分な論議を行い、それらを踏まえ、春季闘争前段で開催される中央委員会において提案することとします。好不況にかかわらず、「生活水準の維持・向上を図るための年間賃金の一部である」との基本的な考え方に沿い、春季闘争において、年間で獲得することを基本に、組合員生活の安心・安定の確保を最重点として「夏冬型年間方式」で取り組んでいきます。

(4) 退職金

「2022年春季闘争総括」において出された課題を整理するなかで、取り組んでいきます。また、定年延長の実施に伴う退職金の取り扱いについては、「2020～2021年度政策委員会検討結果」を踏まえ取り組んでいくこととします。世間との格差やとりまく情勢を勘案し春季闘争前段から各種会議において論議・検討を進めるなかで、中央委員会において提案することとします。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現

1) 労働時間短縮

時短各項目については、年間総実労働時間の到達目標である1,800時間の達成に向けて、年間休日125日と1日の所定労働時間7.5時間をめざした所定内労働時間の短縮、時間外労働の削減および休暇取得の推進を前進させるべく取り組むこととします。日常の労使協議や「労働時間等設定改善法」を踏まえ設置された専門委員会において、協議を進め、労働時間、休日数、年次有給休暇の取得、時間外労働時間の管理・徹底、長時間労働の是正に関する事項などを、労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方への対応も含め、ゆとり豊かさが実感できる生活へ改善する観点で、制度が適切に運用・活用されるよう、取り組み強化を図り、まずは、当面の目標である年間総実労働時間1,900時間台の定着をめざしていくこととします。

2) 次世代育成支援

「改訂 全電線総合福祉対策指針」に沿い、日常の労使協議を通じた取り組みを進めていきます。

仕事と家庭の両立支援を図るための「次世代育成支援対策推進法」への対応については、すべての単組で一般事業主行動計画策定に参画するとともに、引き続き行動計画における諸制度のさらなる充実を図り、内容の点検・充実に取り組むこととします。

育児については、育児休業をはじめとした各種制度の整備・定着を進めるとともに、仕事と生活の調和が図れる職場環境の整備に向けた企業福祉を促進し、子育てしながら安心して働くことができる社会の実現に取り組むこととします。

3) 介護・看護

「2016～2017年度 政策委員会検討結果」に沿い、働き続けながらも、介護・看護に対応できる就労環境の整備に努めるとともに、引き続き制度の充実と活用促進に向けた実効性のある取り組みを進め、すべての労働者が法の趣旨に基づく制度の対象となるよう努めていくこととします。

4) 働き方の見直し

環境が大きく変化しているなかで、バランスの取れた働き方が求められることから、全電線中央においては、各単組への働き方に関する情報提供や調査活動にもとづいた分析を行い、情報共有に努めていくこととします。

(6) 60歳以降の労働環境

定年延長の実施および70歳までの就労機会の確保については、「2020～2021年度政策委員会検討結果」に基づき、「同一価値労働同一賃金」、働く人のモチベーションの維持・向上につながる労働環境をめざし、取り組むこととします。

(7) 組合員と雇用形態の異なる労働者への対応

「同一労働同一賃金」の法整備により、同じ働く仲間として、労働組合の関わりは重要性を増してきていることから、どのような働き方であっても誰もが安心して働くことができるよう取り組んでいきます。

(8) 男女共同参画の推進

全電線中央の取り組みとして男女共同参画にかかわる政策・制度の実現に向け、連合・JCMの諸会議において意見反映を行っていきます。また、ジェンダー平等の推進については、連合が定める目標達成に向け、検討を進めることとします。

単組における男女平等・共同参画の施策に向けた諸活動の充実を図る観点から、連合の日程に合わせて「強化月間」を設定し、各単組・各地協にお

ける男女共同参画に向けた活動支援として、情報共有や資料提供など行っていく予定です。

各単組の取り組みとしては「改正 男女雇用機会均等法」に沿い、性別を理由とした差別や、間接差別の禁止など、制度の点検・整備に取り組むこととします。

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定については、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備する観点から、すべての単組で一般事業主行動計画策定に参画するとともに、引き続き行動計画における諸制度のさらなる充実に向け、取り組むこととします。

職場における男女平等の取り組みについては、積極的かつ具体的な環境整備や女性参画の意識づくりに努力していくこととします。

諸会議等への女性参加比率については、連合・JCMについては30%、インダストリアルにおいては40%となっていることから、諸会議への女性参加比率の向上に向け、全電線中央から各単組へ積極的な要請をしていきます。また女性組合役員との懇談会を開催し、意見収集を行うとともに、課題を整理していきます。

各単組においても、女性組合役員の選出に向け、女性が活動しやすい環境づくりやコミュニケーションを図るなど、組合活動の女性参画における諸課題を整理するなかで、女性が参画できる環境を整えることとします。

(9) 福祉活動の充実

1) 産別福祉活動

全電線年金共済「ハピネス」については、定年後の生活を安心して過ごすための自助努力の観点から、加入促進に向け取り組んでいきます。

福祉事業(年金共済)理事会を年間2回開催することを基本に、各種制度の安定と充実に向け取り組んでいきます。

全電線年金共済「ハピネス」については、では、運用状況を把握し、制度の安定と健全な運営に努めていくとともに、担当者会議などを開催するなかで、募集活動や啓蒙活動を充実させ、「ハピネス」の魅力を十分にアピールしていきます。

2) 労働福祉団体との連携強化

中央労福協、労働金庫、こくみん共済coopについては、諸会議を通じ意見反映を行っていきます。

(10) 権利点検活動

権利点検活動は、「安全・安心・安定」な職場をつくるための基本となる活動であり、働く者の権利が遵守されるように、日常からの取り組みとして点検活動の強化を図っていきます。

(11) 安全衛生対策

「安全はすべてに優先する」ことを基本に、通勤途上災害も含めた安全衛生対策について、引き続き職場から災害を無くし、心身ともに健康で安心して働ける環境の確保に向けて取り組んでいきます。

全電線中央の取り組みとして完全無災害の達成に向け、安全衛生担当者会議を開催し、各単組での取り組みや安全対策・現状の課題など、情報の共有と対策の場として安全衛生活動の強化に取り組みます。また、各種会議においても情報提供・情報交換を行いました。通年での取り組みの徹底を図ります。「労働安全衛生担当者研修会」については、開催方法や内容を含め、完全無災害への取り組みに向けた有意義な研修となるよう検討していただきます。

災害発生防止に向けた情報共有の観点から、休業災害発生速報を各単組に速やかに発行するとともに、電線NETへ掲載していくなど、全電線のネットワークを活用した迅速な情報展開により、類似災害の発生防止に努めます。

各単組の取り組みとして「改訂 全電線総合福祉対策指針」に基づき、保健衛生の一層強化を図っていくこととします。過重労働による健康障害、メンタルヘルス対策については、労働安全衛生法の一部改定を踏まえるとともに、業務が複雑・高度化したことや人間関係などに起因する心の病、各種ハラスメントへの対策として、相談体制の整備や職場復帰における支援の充実を図るなど、取り組みを進めていくこととします。

(12) 秋季交渉期間

秋季交渉については、期間を10～12月に設定し、組合員のニーズの多様化に加え、社会情勢の変化や企業間競争の激化などから、労働条件や企業年金・雇用処遇・福利厚生制度などが大きく変化するなか、組合員の働き方や暮らし方も変化せざるを得ないという状況認識のもと、生活の「安心・安定」を求め取り組むことを基本に、取り組んでいくこととします。

各単組は「労働協約の点検・整備」「安全衛生対策」「60歳以降の労働環境」「労働時間短縮・労働時間管理」「次世代育成支援」「労働条件その他の取り組みについて」「男女共同参画の推進」などの権利点検活動を行うとともに、具体的取り組み項目については、とりまく情勢をはじめ業界動向、企業の現状と見通し等について、労使で事実認識を深めるなかで、継続協議となっている項目も含め各単組が主体的に決定し取り組むこととします。

2 産業基盤の強化を図る運動(産業政策)

(1) 産業対策活動

① 共通の取り組み

- 連合の政策に関する取り組みについては「政策・制度要求と提言」などの策定に際して、各種会議の場において意見反映を行っていきます。
- JCMの産業政策活動については、「2022年産業 政策要求」「地方における産業政策課題2022」の考え方に沿って積極的に参画していくこととします。
- 電線関連産業として実現を図るべき特に重要な政策課題については、「全電線 政策・制度【重点項目】」を活用し、全電線中央と各地

協が連携を図るなかで、連合・JCMの中央および地方組織に対しても意見反映を行っていきます。

② 全電線中央の取り組み

- 全電線が支援している国会議員に対しては、産業政策の報告・要請を行っていきます。さらに、直面する課題認識の共有や論議を深めるために、全電線政策協定締結議員や各単組が推薦する地方議員を交えた、全電線が主催する政策フォーラムの実現に向け取り組むこととします。
- 電線産業固有の課題や電線産業周辺の課題については、書記長会議

などの諸会議における情報交換や各種調査活動に加え、日常からの単組・地協との連携を通じて、産業・企業の動向や諸問題の迅速かつ適切な把握に努めていきます。また、電線工業会や電線経連との懇談会、産別労使会議、定例労使懇談会など、それぞれの場において、情報交換に努めるとともに、意見交換を行い、電線関連産業の実態等の状況把握にも努めていきます。

(2) 経営対策活動

1) 労使協議体制の充実

① 労使共通認識に立った検討ができるよう、日常から電線経連を中心と

した情報交換、意見交換に努めていきます。特に、産別労使会議、定例労使懇談会においては、労働組合としての課題に対する理解を求めるとともに、積極的な意見交換を行っていきます。

2) 経営・雇用対策の強化

「労働者の雇用の安定・確保と権利を守ること」を大前提に、変化する産業・企業実態に加え、各単組の状況に即し「改訂 経営・雇用対策指針」に基づき、その徹底を図るなど、安心して働き続けられるための経営・雇用対策の取り組みをこれまで以上に強化していくこととします。

3 組織強化・国際連帯・社会貢献をめざす運動（組織政策）

(1) 上部団体・他産別との連携強化

1) 日本労働組合総連合会（連合）

連合構成組織としての責任と役割を果たすため、連合の方針に沿って、取り組みを進めていきます。

各地域においても、地方連合会およびその下部組織である地域協議会に、全電線各地協、各単組が参画してまいります。

2) 全日本金属産業労働組合協議会（JCM）

JCM共闘の一員として、金属産業にふさわしい労働条件の確立、政策・制度課題など、共闘強化を図る観点にたち、参画してまいります。

春季闘争は、産別自決を基本にしつつJCM共闘に積極的に参画してまいります。三役会議・常任幹事会のほか各種会議・委員会に参画し、各種セミナーなどへの参加要請に対しても、各単組の協力を得ながら対応してまいります。政策・制度の取り組みについては「全電線 政策・制度【重点項目】」を踏まえ、全電線としての考え方を反映してまいります。

各産別との連携強化を図り、十分な情報交換を行うなかで、全電線運動に活かしてまいります。

3) 他産別との連携

中連懇話会をはじめとした全電線に関わりの深い他産別との関係については、情報交換・政策研究に努め、産業対策活動を中心とした各種活動に活かしてまいります。

(2) 産業別組織の強化

1) 産別の組織強化

組織基盤の強化・確立に加え、産別と単組との連携をさらに強固なものとし、産別組織の強化・発展に向けて取り組みを推進してまいります。

2) 政策委員会

運動の前進を図る観点から政策委員会において、以下の項目について検討してまいります。

① 産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）について、議論・検討を行ってまいります。

② その他、必要に応じて中央執行委員会が諮問していくこととします。

3) 専門委員会

各種専門委員会においては、組織の強化・発展に向け、それぞれの意義・目的に沿って取り組んでまいります。

4) 組織拡大

「組織拡大推進センター」を基軸とした活動を行い、全電線中央と各単組・各地協との連携を強化し、組織拡大の取り組みを行ってまいります。

各地協については、全電線中央と連携を図りつつ地域での組織拡大の拠点との位置づけのもと、地協加盟組合の支援体制の充実と組織強化の対応を図るとともに、加盟促進に向けた意見交換などを行ってまいります。

全電線準加盟組合、地協加盟組合については、全電線直加盟に向け、「2020～2021年政策委員会検討結果」を踏まえ、各地協と連携を図りながら対応してまいります。

5) 各種機関・会議

各種会議の開催にあたっては、運動の強化・発展に向け、対面での開催を基本としつつ、Web会議を併用するなど、機能的かつ効率的な運営に努めてまいります。

6) 地方協議会（地協）活動の充実

地協の役割を明確にするなかで、全電線中央と各地協、地協間の連携を密にし、活動の充実に向け取り組んでまいります。

全地協代表者会議を開催するなかで、全電線中央と各地協、地協間の情報交換を行い、円滑な地協運営や活動の充実にに向けた取り組みを行ってまいります。

各地協は、地方連合の対応として、地域に根ざした活動を進めるとともに、地方連合金属部門連絡会へは、活動内容の充実にに向けた意見交換を行ってまいります。さらに、政策・制度実現の取り組みについては、JCM「地方における政策・制度課題2022」「2021年度全電線 政策【重点項目】」

を基本に全電線中央と連携強化を図るなかで意見反映に努めてまいります。

7) 教育・宣伝活動

組合員の連帯と意識の高揚、さらには組織の強化発展を図るため、その時々ニーズに合った情報をタイムリーに提供するとともに、その質の向上に努めてまいります。

全電線中央は、教育の一環での各単組の連携強化を図る観点から、オルグ活動等の内容の充実に努めてまいります。

「改訂 全電線教育指針」に基づき、トップセミナーにおける講演や新役員労働講座など、幅広く学習の場を各単組へ提供していくとともに、その内容の充実に努めてまいります。また、春季闘争前段には春闘シンポジウムを開催するなかで、春季闘争情勢の共有化を図り春季闘争方針に反映してまいります。

各単組や各地協の要請に基づき必要な情報提供を行うなど、「改訂 全電線教育指針」「2014～2015年度 組織委員会検討結果」に基づいた教育活動の強化や全電線運動の理解と認識を求める取り組みを進めてまいります。

8) 調査活動

運動の前進に向けては、多様化する状況に対応すべく産業動向はもとより、幅広い情報収集と的確な分析が必要不可欠であるとの認識のもと、情報提供も含め、その内容の充実に努めてまいります。

春季闘争における要求妥結状況、ポイント賃金、その他の権利点検活動（時間外労働時間、年次有給休暇取得状況、災害発生状況）などの調査を実施します。また、3年サイクルの調査として、2022年度は「賃金規定調査」について調査を実施します。

9) 総務・財政活動

健全財政および効率的な運営に努めながら、総務・財政全般の取り組みを推進してまいります。

会館運営については、安全衛生面を含め機能的な会館管理を行ってまいります。また、今後の会館保全については、中・長期的な観点に立ち、これまでの論議経過や状況等をふまえ、引き続き議論・検討を行っていくこととします。

(3) 国際連帯活動

国際連帯活動は、国際公正労働基準の確立や国際協調体制の構築を図る観点からも、重要であり積極的に取り組んでいく必要があります。

全電線としても、種々の情報提供を加盟単組へ行うとともに、連合・JCMをはじめとした上部団体、友誼団体のもとで国際連帯活動に取り組んでまいります。

(4) 社会貢献活動

「全電線・愛のカンパ」については、加盟各単組の協力を得るなかで実施し、「連合・愛のカンパ」の活動を継続して支援してまいります。

「国内において貧困に直面している子どもたちへの支援」、海外の子どもたちへの就学支援である「ダルニー奨学金制度」についても活動を継続するとともに、支援内容について検討を行ってまいります。

世界の子どものための「全電線工コキャップ運動」について、引き続き加盟各単組の協力を得るなかで、実施してまいります。また、とりまく環境を踏まえ、今後の取り組み方法を検討してまいります。

自然災害見舞金については、「全電線・愛のカンパ基金」を活用し、自然災害に遭われた組合員に対して、各単組と各地協との連携を図り、被災申請に基づき対応します。また、連合からの特別カンパなどの要請についても、適時対応してまいります。

(5) 災害対応

国内外を問わず、緊急災害発生時には、各単組・各地協との連携を図るなかで、状況に応じた取り組みを行うこととします。

大規模災害からの復興支援活動について、上部団体からの要請に対しては、各単組の協力を得るなかで対応をしてまいります。

4 希望のもてる社会をつくる運動（社会政策）

(1) 持続可能な社会に向けた取り組み

持続可能な社会に向け、「全電線 中期基本政策」を踏まえ、連合・JCMの取り組みを軸に、課題の実現に向け積極的な運動を展開してまいります。

1) 平和への取り組み

連合は「平和で安定した国際社会は、世界の労働者が安心・安全な生活を維持するための前提条件である」とした国際政策の考えのもと、世界平和の実現に向けた取り組みを展開してまいります。

全電線としても連合方針に沿い、平和を求める運動に各単組・各地協の協力を得るなかで積極的に参画してまいります。

2) 地球環境保護の取り組み

連合・JCMの政策や「全電線 政策・制度【重点項目】」を踏まえ、各単組の協力を得るなかでその実践に向けた具体的な取り組みを推進してまいります。

3) 政治活動の取り組み

労働組合の基本的な目的である「雇用と生活の安定」を実現させるためには、企業内の労働条件改善の取り組みに併せ、「国・地方の政策」「制度の改善・改革」をめざした政治活動への取り組みが不可欠です。

全電線中央ならびに各単組・各地協は、全電線の政策・制度実現のため政策協定締結議員の必勝を期する支援を行っていくとともに、活動の充実に向け積極的に取り組んでまいります。2023年4月の第20回統一地方選挙に向けてはこれまでの経過を踏まえながら対応していくこととします。